

水道料金改定について

令和2年(2020年)4月1日から
水道料金を改定(値上げ)させていただきます

令和2年(2020年)1月

吹田市水道部

1. 水道料金の改定内容

2. 「水道料金と財政に関する市民説明会」開催結果

1. 水道料金の改定内容

1. 水道料金の改定内容

1-1 趣旨・概要

平成9年(1997年)から19年間値上げせず、府内で最も安い料金水準

将来にわたる厳しい経営環境

水道施設の更新費用の増大 水の使用量の減少に伴う収入減 など

平成28年(2016年)から段階的に10%の料金値上げ

経営戦略

『すいすいビジョン2029』

令和元年(2019年)9月策定

料金算定期間を経過し、水道施設更新の財源不足の状況

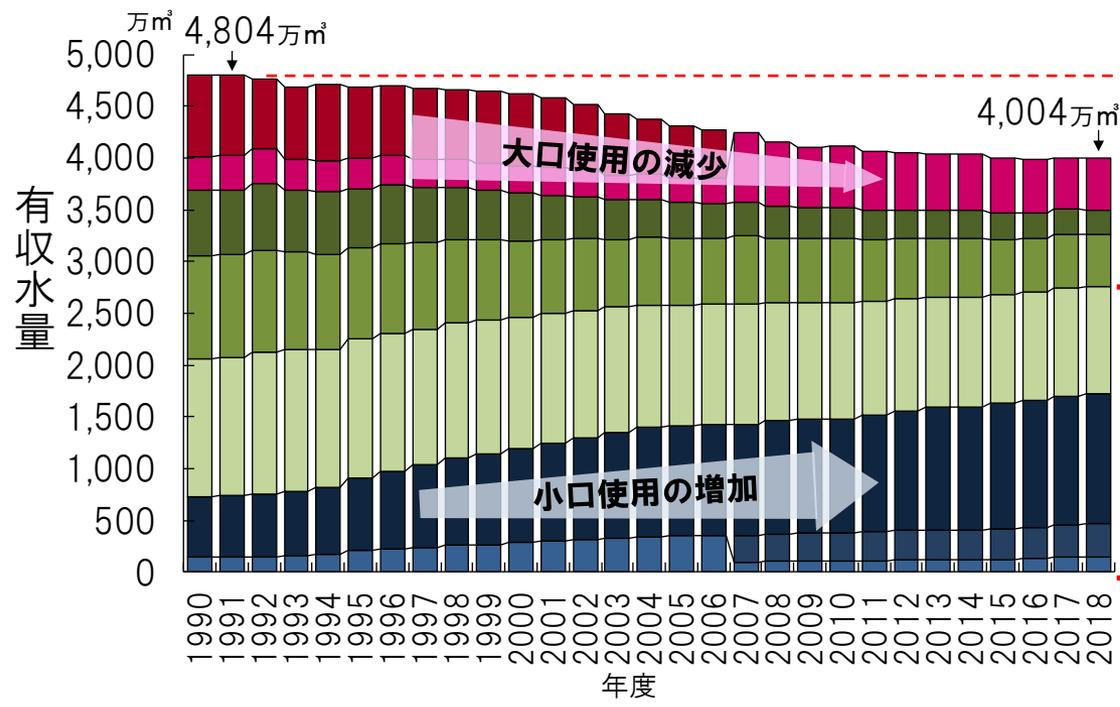
水道料金改定(値上げ)による財源確保・経営基盤強化が必要

1. 水道料金の改定内容

1-1 趣旨・概要 (水需要の減少と供給単価の低下)

本市の人口は増加傾向ですが、有収水量は平成3年度(1991年度)をピークに減少傾向にあります。逡増料金制のもとで少量使用化(節水、地下水利用への転換)が進んでおり、有収水量の減少とともに供給単価(売り値)が低下しています。

段階別 有収水量



収益減少の2大要素

水需要減少

-17%

- 要因: 地下水転換
- 要因: 節水

原価割れ

- > 全件数の90%以上
- > 有収水量の約70%

- 要因: 逡増料金制
- 要因: 節水
- 要因: 世帯人員の減少

【凡例】
段階別水量(m³/月)

- 1,001~ (高)
- 301~1,000
- 51~300
- 31~50
- 21~30
- 11~20
- 7~10
- 0~10 (安)

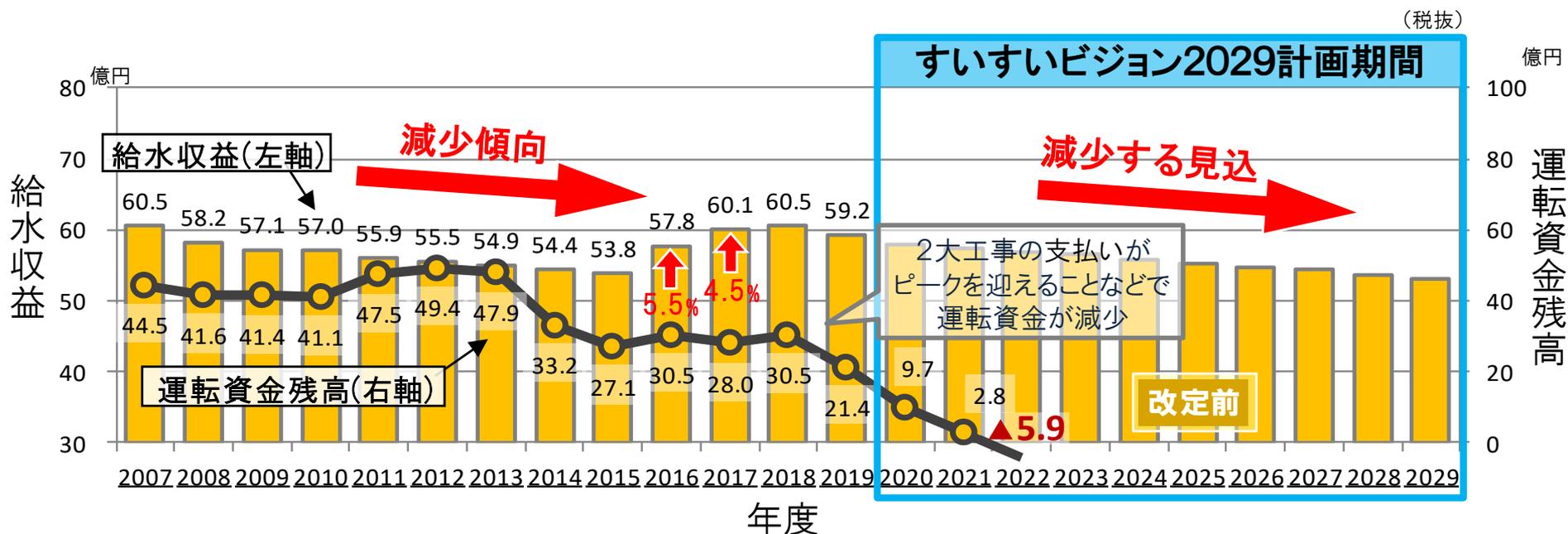
↑ 1m³当たりの単価 ↑

1. 水道料金の改定内容

1-1 趣旨・概要（給水収益と運転資金の見通し）

水需要が減少し供給単価が低下することから、給水収益は今後も減少するものと見込んでいます。また、運転資金残高も減少し、令和2年度(2020年度)末には最低限必要な運転資金残高15億円を下回り、令和4年度(2022年度)末にはマイナスに転じる見込みです(改定前)。

給水収益・運転資金



1. 水道料金の改定内容

1-1 趣旨・概要（近年の状況）

平成30年(2018年)12月に水道の基盤強化を目的とした改正水道法が公布されました。また、水道事業経営審議会をはじめ、料金水準の適正化などに関して様々な意見が出されています。

水道法の改正

水道の基盤強化

- ◆ 広域連携の推進
- ◆ 官民連携の推進
- ◆ 適切な資産管理の推進
- ◆ 指定給水装置工事事業者制度の改善
- ◆ 健全経営確保のための公正妥当な水道料金設定など

改正水道法施行規則

令和元年(2019年)10月施行

水道料金は3年後から5年後までの期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること

市民・外部機関の意見

市民アンケート (H30.1)

- 「水道施設の耐震化の重要性を感じている」全体の98.1%
- 市民アンケート(無作為抽出2,000人)

パブリックコメント (R1.8)

- 「企業債残高対給水収益比率を、せめて300%までとするのが適切」
- すいすいビジョン素案に対する市民意見

吹田市水道事業経営審議会 (R1.9)

- 「一層の経営効率化に取り組み、料金水準の適正化を図ること」
- 「将来に過度な負担を残さないよう、企業債の借入額を抑えること」
- 「生活者の過度な負担とならないよう十分配慮すること」 など

「水道事業の経営状況と適正な料金水準」第12次水道事業経営審議会意見のまとめ

吹田市監査委員 (R1.7)

- 「料金水準の検証を行ってください」

平成30年度(2018年度)
吹田市公営企業会計決算審査意見書

監査法人 (H31.3)

- 「料金改定は必須である」

吹田市水道事業経営戦略策定に係る
助言業務報告書

1. 水道料金の改定内容

1-2 今後5年間の収支の見込み《令和2年度~令和6年度》

不足する財源を企業債と料金値上げにより下図に示すバランスで確保し、計画的に水道施設の整備を進めるとともに、安定した事業運営を図ります。

資金不足と補填する財源のイメージ

平均改定率15.2%に相当

運転資金
約2億円

企業債(借金)
約98億円

今回の料金改定による
収益増額分
約43億円

約384億円 (77億円/年)

加入金等 約35億円

補填

(税抜)

資金不足 約143億円
(約29億円/年)

水道料金 約284億円

その他
約65億円

企業債返済等 約43億円

維持管理費
約212億円

その他
約73億円

建設改良費 約199億円

合計 約527億円 (105億円/年)

収入

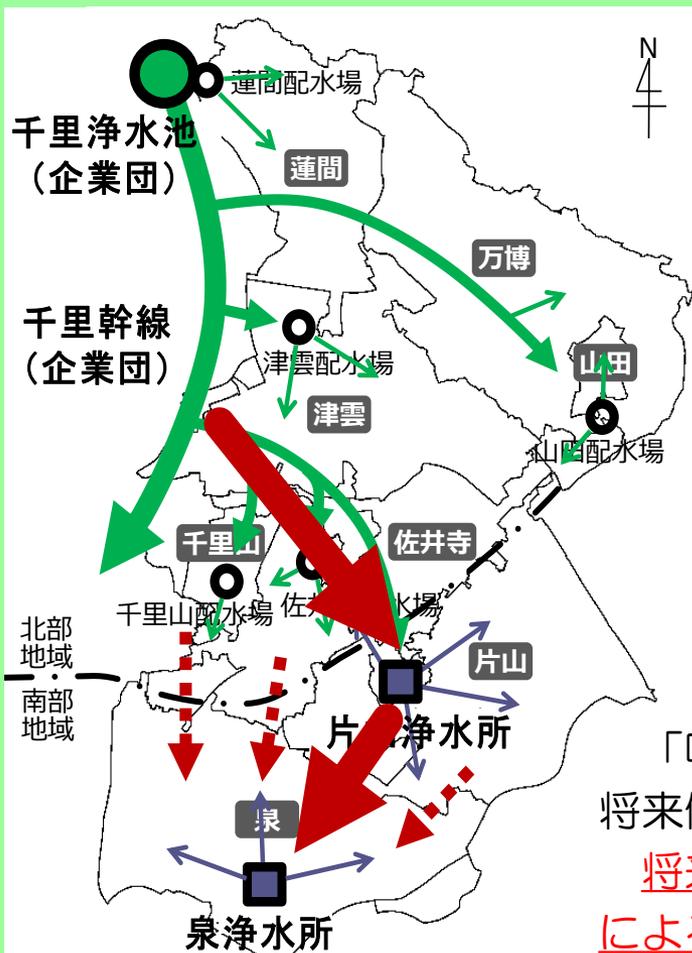
支出

1. 水道料金の改定内容

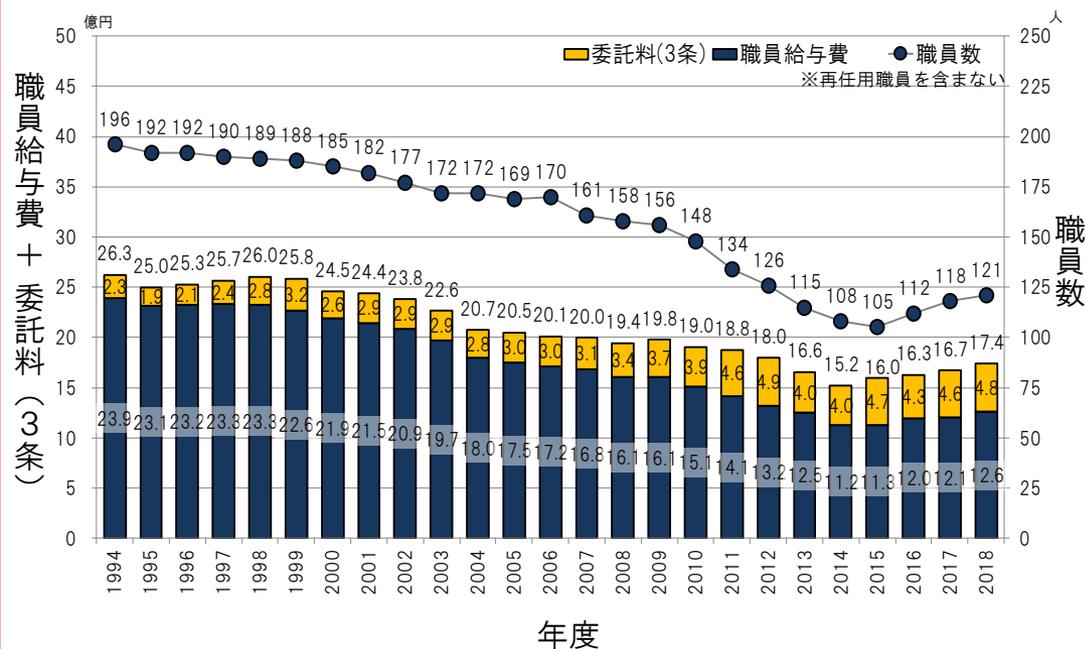
1-3 経営効率化

効率的な水道施設の再構築や人員配置の適正化などにより、費用の縮減に努めています。

水道施設の再構築



業務委託の推進と人員配置の適正化



「吹田市水道施設マスタープラン」に基づき、21世紀半ばの将来像を見据え、施設の統廃合に取り組んでいます。

将来的な泉浄水所の機能停止のほか、隣接市との広域連携による配水場の統廃合を進めています。(効果額:約100億円)

1. 水道料金の改定内容

1-4 新たな料金表

令和2年4月1日からの新たな料金表は次のとおりです。生活者への配慮として、小口径の10m³までの従量料金を据え置き、基本料金の値上げ率を中・大口径よりもやや抑えました。

料金表（1か月当たり）改定後

令和2年(2020年)4月1日から

※表中の金額は税抜。朱書きは変更箇所。()内は改定前との差額。

区分	メーター口径	基本料金 (1か月当たり)	従量料金(1m ³ 当たり)							
			0~6m ³	7~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~300m ³	301m ³ ~	
一般	小口径	13mm	900円 (+190円)	0円	40円	140円 (+20円)	200円 (+20円)	250円 (+20円)	290円 (+20円)	330円 (+20円)
		20mm	990円 (+210円)							
		25mm	1,250円 (+260円)							
	中口径	30mm	1,500円 (+300円)	60円 (+20円)	60円 (+20円)	200円 (+20円)	200円 (+20円)	250円 (+20円)	290円 (+20円)	330円 (+20円)
		40mm	2,700円 (+600円)							
		50mm	4,900円 (+1,100円)							
	大口径	75mm	11,000円 (+2,000円)	60円 (+20円)	60円 (+20円)	200円 (+20円)	200円 (+20円)	290円 (+20円)	290円 (+20円)	330円 (+20円)
		100mm	31,000円 (+7,000円)							
		150mm	126,000円 (+29,000円)							
		200mm	280,000円 (+64,000円)							
	250mm	512,000円 (+118,000円)								

区分	基本料金	従量料金(1m ³ 当たり)
公衆浴場	口径20mmに準じる	75円
臨時	口径に準じる	450円

1. 水道料金の改定内容

1-5 基本料金割合と逓増度

料金収入のうち基本料金の割合を増加するとともに逓増度を緩和することで、今後の水需要の減少による給水収益低下の影響を受けにくい料金になります。

基本料金割合の増加と逓増度の緩和

給水収益のうち
基本料金が占める割合

=

【改定前】

$$\frac{18.5\text{億円}}{60.2\text{億円}} = 30.8\%$$



【改定後】

$$\frac{23.5\text{億円}}{69.3\text{億円}} = 33.9\%$$

増加

逓増度 =

$$\frac{\text{最高となる単価}}{\text{最低となる単価}}$$

【改定前】

$$\frac{310\text{円}/\text{m}^3}{94\text{円}/\text{m}^3} = 3.30$$



【改定後】

$$\frac{330\text{円}/\text{m}^3}{115\text{円}/\text{m}^3} = 2.87$$

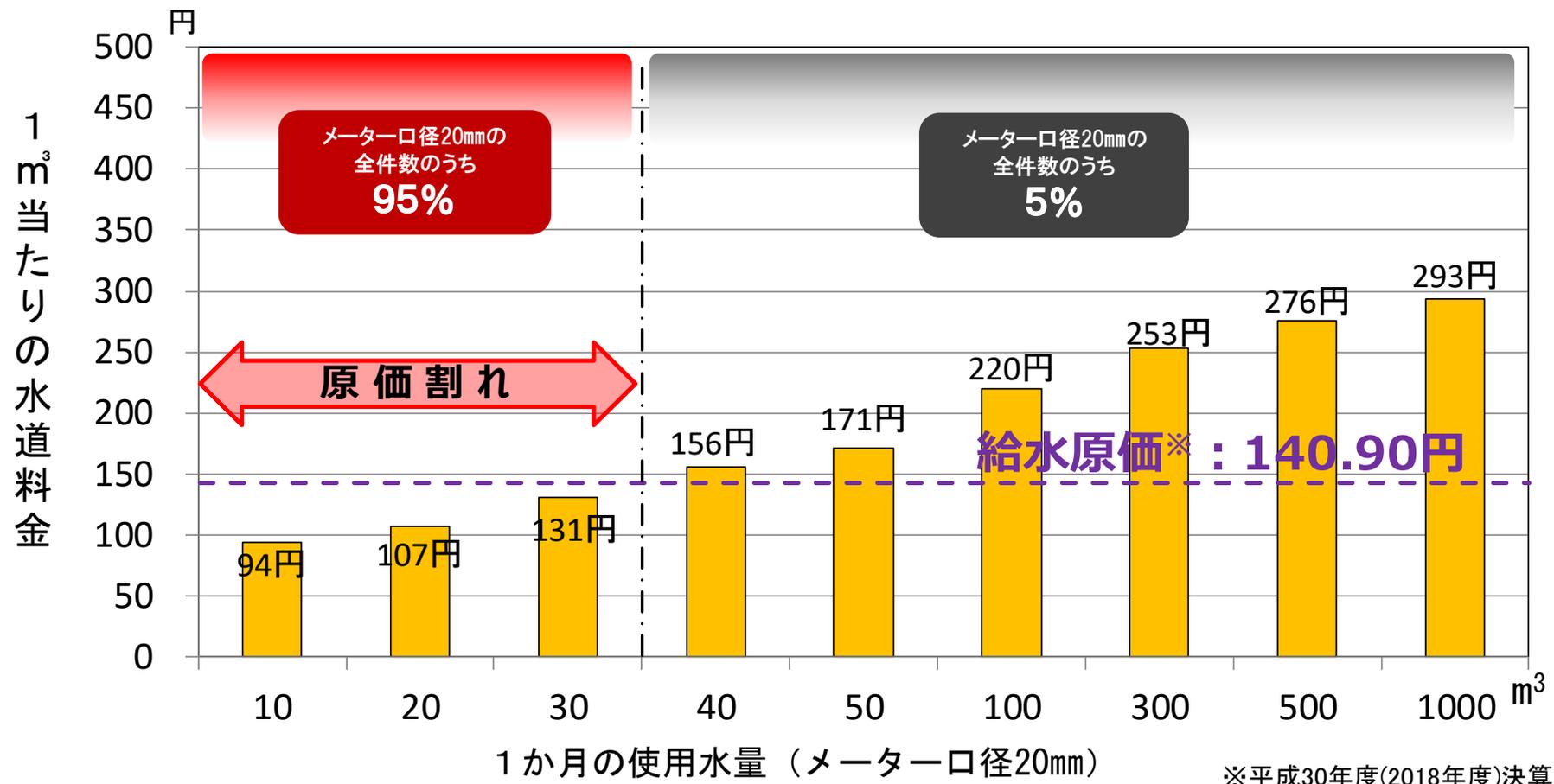
緩和

1. 水道料金の改定内容

1-6 原価割れの改善

改定前は、メーター口径20mmの全件数のうち約95%が、水道水の製造コストよりも安い料金設定となっています。残りわずか5%の使用者が原価よりも高い水道料金を負担することで全体の料金回収ができていた状況で、より公平な受益者負担のために逡増度の緩和が必要です。

原価割れの状況 改定前



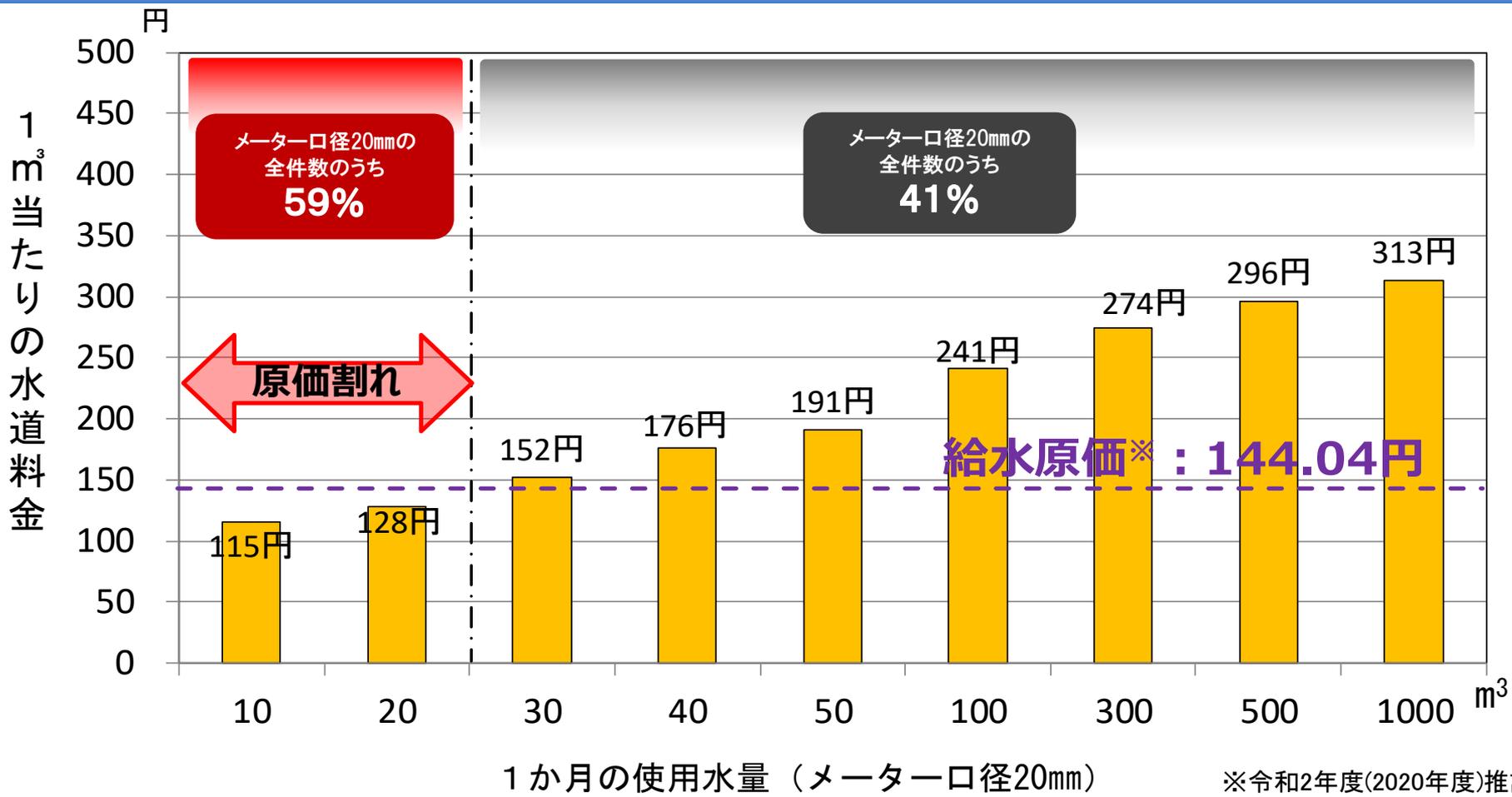
※平成30年度(2018年度)決算数値

1. 水道料金の改定内容

1-6 原価割れの改善

今回の改定により原価割れの割合が95%から59%に改善できる見込みです。

原価割れの状況 改定後



1. 水道料金の改定内容

1-7 影響額 (小口径 10m³/月)



メーター口径 **20mm**
 ※市内の全体件数の89%の方が
 使用されています。

1か月に **10m³** ご使用の場合



影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】
 940円



【改定後】 令和2年4月
 1,150円

+ 210円

1. 水道料金の改定内容

1-7 影響額 (小口径 20m³/月)



メーター口径 **20mm**



1か月に **20m³** ご使用の場合



影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】

2,140円



【改定後】 令和2年4月

2,550円

+ 410円

1. 水道料金の改定内容

1-7 影響額 (小口径 30m³/月)



メーター口径 **20mm**



1か月に **30m³** ご使用の場合



影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】
3,940円



【改定後】 令和2年4月
4,550円

+ 610円

1. 水道料金の改定内容

1-7 影響額（中口径 300m³/月）



メーター口径 **40mm**

※市内の全体件数の0.5%の方が
使用されています。

1か月に **300m³** ご使用の場合



（店舗など）

影響額

1か月当たりの水道料金（税抜）

【改定前】

78,200円



【改定後】 令和2年4月

84,800円

+ 6,600円

1. 水道料金の改定内容

1-7 影響額 (大口径 1,000m³/月)



メーター口径 **100mm**

※市内の全体件数の0.04%の方が
使用されています。

1か月に **1,000m³** ご使用の場合



(オフィスビル、学校など)

影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】
317,900円



【改定後】 令和2年4月
344,900円

+ 27,000円

1. 水道料金の改定内容

1-8 水道料金水準

改定後の水道料金の水準は下表のとおりです。

水道料金水準の比較表

平成29年度（2017年度）末時点（単位：円、税込10%、メーター口径13mm）

比較対象	項目	事業者数 (団体)	使用水量（1か月当たり）		
			1 0m ³	1 5m ³	2 0m ³
全国平均	（私営除く）	1,337	1,576	2,425	3,283
中核市平均		58※	1,243	2,016	2,797
大阪府内平均	（町、村含む）	43	1,233	2,046	2,866
大阪府内33市平均	（町、村含まず）	33	1,102	1,898	2,703
吹田市（改定後）		-	1,166	1,936	2,706
吹田市（改定前）		-	956	1,616	2,276

改定後 →

※平成31年4月1日現在の58市（船橋市は千葉県水、八王子市は東京都水の料金で算出）

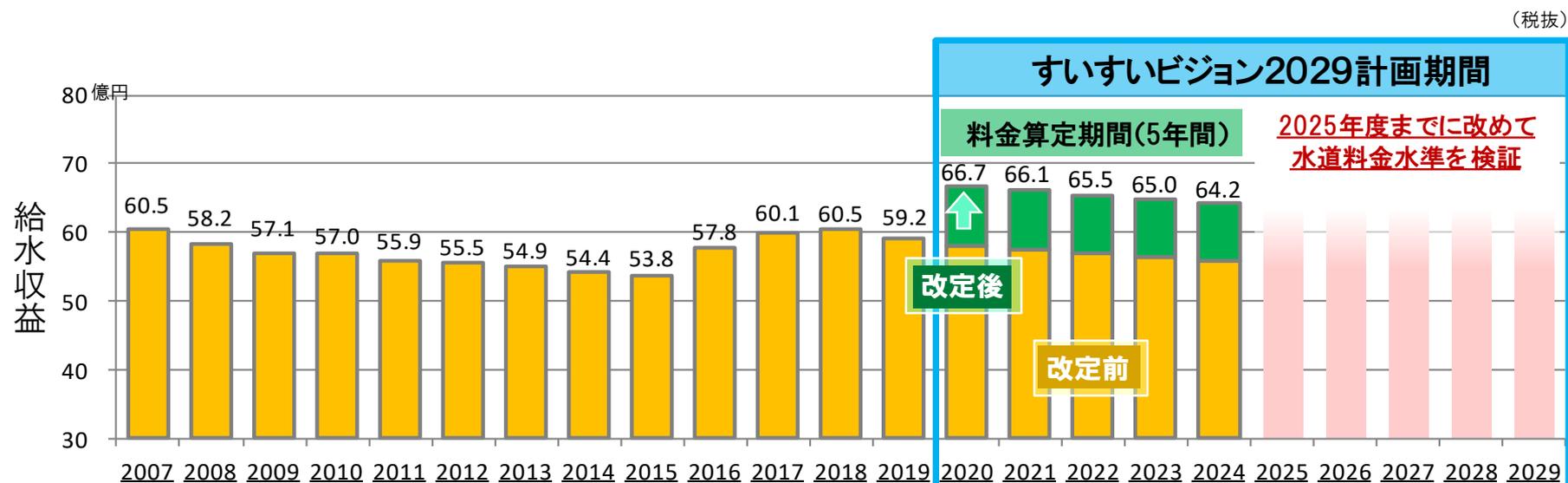
水道統計H29（日本水道協会）より

1. 水道料金の改定内容

1-9 給水収益

改定後は改定前よりも5年間で約4.3億円の給水収益の増加が見込まれます。「すいすいビジョン2029」には、令和11年度(2029年度)までの財政収支の見通しを記載しており、現行料金での給水収益をもとに各種推計値をお示ししていましたが、令和2年(2020年)4月からの水道料金改定を踏まえた修正を行います。

給水収益の推移 改定後



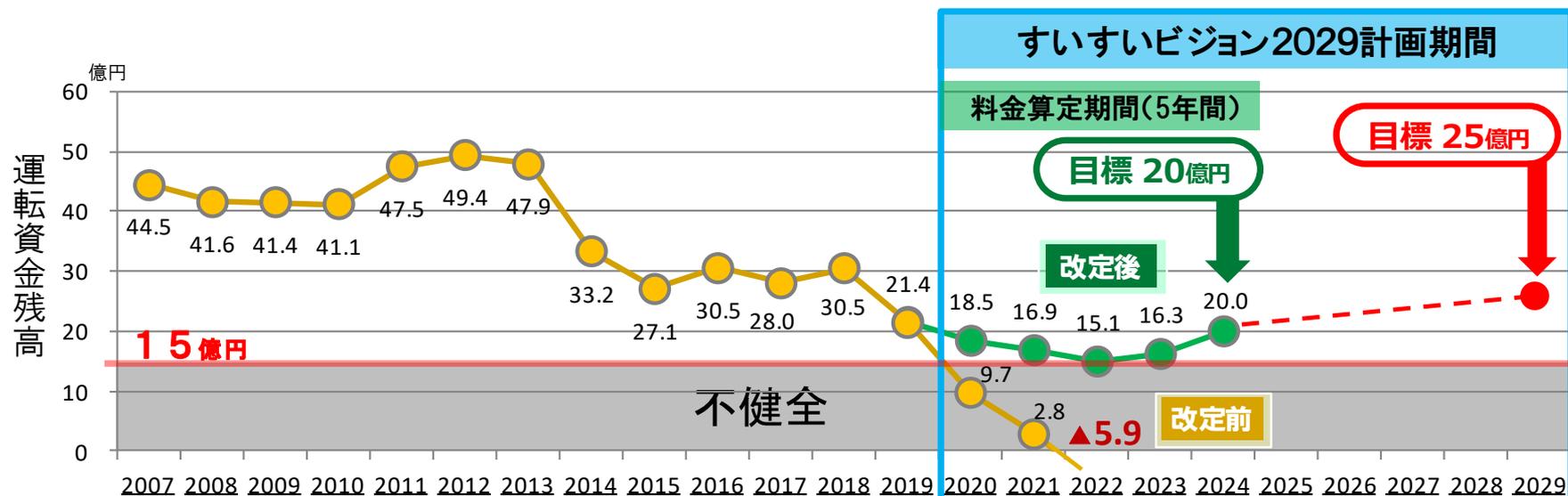
1. 水道料金の改定内容

1-10 運転資金残高

料金改定の結果、令和6年度(2020年度)末に目標の20億円を維持できる見通しで、健全な水道事業経営を持続することができます。令和11年度(2029年度)末に目標25億円を確保できるように経費の節減等に努めます。料金算定期間が終わるまでに、料金水準が適正であるかどうか改めて検証を行います。

運転資金残高の推移 改定後

運転資金残高 **25億円** = **15億円** + **10億円**
(1か月の最大支払額+翌年度の企業債償還金) (2か月分:阪神淡路大震災での事例×5億円/月)



1. 水道料金の改定内容

1-1-1 企業債残高対給水収益比率

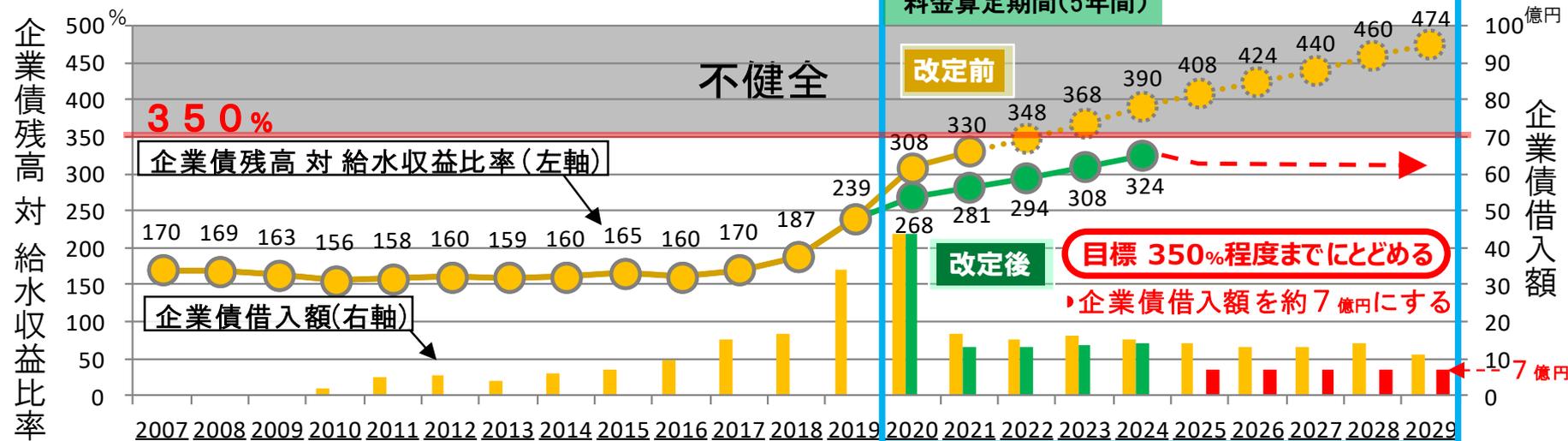
料金算定期間の令和6年度末まで、目標どおり「企業債残高対給水収益比率」を350%未満にとどめることができる見通しです。その後も引き続き350%未満となるように、借入額のさらなる縮減を図ります。

企業債残高対給水収益比率の推移

企業債残高対給水収益比率

目標
350%
程度まで

企業債残高対給水収益比率に性質に近い「**将来負担比率**」の数値基準を参考にします。地方公共団体（市町村の一般会計）では、この指標が350%を超えると早期健全化団体に転落します。



2. 「水道料金と財政に関する 市民説明会」開催結果

2-1 開催会場など

市内7か所で開催し計72名の方々にご参加いただきました。料金値上げの必要性や影響額等について説明した後に、様々なご意見やご質問などをいただきました。

開催会場・日時と参加人数

開催会場	日時	参加人数
① 岸部市民センター	11/7(木) 19:00~20:30	5名
② 千里丘市民センター	11/10(日) 14:30~16:00	10名
③ 北千里地区公民館	11/11(月) 19:00~20:30	10名
④ 豊一市民センター	11/13(水) 19:00~20:30	13名
⑤ 千里市民センター	11/14(木) 19:00~20:30	16名
⑥ 千一コミセン	11/15(金) 14:30~16:00	6名
⑦ 内本町コミセン	11/16(土) 14:30~16:00	12名

参加人数
計72名

位置図



2-2 説明会参加者の意見など

説明会では、強じんな水道の必要性や借金に依存しすぎない経営などについて、おおむねご理解をいただきましたが、市民の方々への丁寧な説明の必要性や大口使用者の地下水利用専用水道への転換の対策など、今後の課題についてもご意見をいただきました。

主な意見など

- 自然災害による断水被害が多発しており、災害に負けない強じんな水道を構築してほしい。
- 水道のことを市民にしっかりと説明して理解してもらう必要がある。
- 借金が増え続ける財政計画で大丈夫なのか。
- 税金を投入するべき。

〈その他〉

- 逦増料金制で原価割れが発生することは当然であり、悪いことではない。
- 大口使用者に水道をもっと使ってもらえるようにできないか。
- 行き当たりばったりの経営で値上げするのかチェックしてきたが、そうでないことが分かり安心した。